

平成30年11月26日 公告

生野区南部地区整備事業管内一円整地工事(30-1)

設計図書の一部に記載の誤りがありました。下記の正誤表をご確認ください。

正誤表

訂正箇所	誤	正
特記仕様書(総則)-5 建設副産物の処分について	運搬機械規格 <u>4tダンプ(BH0.28)</u>	運搬機械規格 <u>10tダンプ(BH0.8)</u>

特記仕様書(総則)

【修正前】

建設副産物の処分について

(建設副産物の処分)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成 12 年 法律第 104 号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

本工事の搬出条件は、下記表を見込んでいる。

建設副産物	運搬機械規格	街路区間運搬距離	高速区間運搬距離	備考
掘削残土（普通土）	4t ダンプ (BH0.28)	6.3km	—	D[再資源化処理施設]
コンクリート殻（無筋）	2t ダンプ 人力積込	11.6km	—	D[再資源化処理施設]

ただし、上記運搬機械、運搬距離等については、「施工箇所中心点（生野区生野東 1 丁目 5 番街区南東交差点）を起点」とし、積算条件を参考に例示したものであり、受注者の運搬機械規格、処分先を拘束するものではなく、受注者の都合により変更する場合には、設計変更協議の対象としない。

建設発生土について

(建設発生土)

(適用)

第 1 条 本特記仕様書は、工事現場より発生する残土を搬出する場合に適用する。

(残土の搬出)

第 2 条 受注者は、残土の搬出にあたり、次の事項を遵守するものとする。

1. 残土の搬出先は、産業廃棄物処分業許可証（がれき類）を有する施設とすること。
2. 残土の搬出先は、計量伝票が発行される施設又は近隣に計量伝票を発行する計量所を有する施設とすること。
3. 残土の搬出に先立ち、産業廃棄物処分業許可証（がれき類）の写し及び搬出先との契約書の写しを監督職員へ提出すること。
4. 残土の集計については、工所用残土搬入集計に準じ行うこととし、計量伝票を基に工所用残土搬入集計表を作成し、本市監督職員へ提出すること。

(その他)

第 3 条 この特記仕様書に依りがたい場合は、別途本市監督職員と協議するものとする。

特記仕様書(総則)

【修正後】

建設副産物の処分について

(建設副産物の処分)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

本工事の搬出条件は、下記表を見込んでいる。

建設副産物	運搬機械規格	街路区間運搬距離	高速区間運搬距離	備考
掘削残土（普通土）	10t ダンプ (BH0.8)	6.3km	—	D[再資源化処理施設]
コンクリート殻（無筋）	2t ダンプ 人力積込	11.6km	—	D[再資源化処理施設]

ただし、上記運搬機械、運搬距離等については、「施工箇所中心点（生野区生野東1丁目5番街区南東交差点）を起点」とし、積算条件を参考に例示したものであり、受注者の運搬機械規格、処分先を拘束するものではなく、受注者の都合により変更する場合には、設計変更協議の対象としない。

建設発生土について

(建設発生土)

(適用)

第1条 本特記仕様書は、工事現場より発生する残土を搬出する場合に適用する。

(残土の搬出)

第2条 受注者は、残土の搬出にあたり、次の事項を遵守するものとする。

1. 残土の搬出先は、産業廃棄物処分業許可証（がれき類）を有する施設とすること。
2. 残土の搬出先は、計量伝票が発行される施設又は近隣に計量伝票を発行する計量所を有する施設とすること。
3. 残土の搬出に先立ち、産業廃棄物処分業許可証（がれき類）の写し及び搬出先との契約書の写しを監督職員へ提出すること。
4. 残土の集計については、工所用残土搬入集計に準じ行うこととし、計量伝票を基に工所用残土搬入集計表を作成し、本市監督職員へ提出すること。

(その他)

第3条 この特記仕様書に依りがたい場合は、別途本市監督職員と協議するものとする。